

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、阪急バス株式会社（以下「当社」という。）が、当社線においてICチップを搭載した電子式証票（ただし、当社及び阪神バス株式会社が発行するICカード乗車券「h a n i c a」は除く。以下「IC証票」という。）の利用者に提供するサービス内容とその利用条件を定め、利用者の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 IC証票による当社線内における旅客運送について、当社運送約款（以下「運送約款」という。）に定めがない場合又は運送約款と異なる取り扱いの場合は、この規則が優先します。ただし、ICカード乗車券「h a n i c a」にかかる取り扱い等については、当社が別に定める規則を適用します。

2 この規則が改定された場合、以後のIC証票による旅客運送については、改定された規則の定めるところによります。

3 この規則に定めのない事項については、運送約款又は当社線で使用可能なIC証票の発行者が定める規程等の定めるところによるほか、運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

4 当社とIC証票による共通利用が可能な社局のうち、当社線以外の運送等については、当該社局の運送約款等の定めによります。

5 当社とIC証票による共通利用が可能な社局のうち、別表1に定める社局については、当社と一体的なIC証票サービスを提供することを目的として、この規則と同様の規則を規定し、IC証票の取り扱い及び運賃等に関する必要な事項を統一して定めます。

(用語の定義)

第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1)「当社グループ」とは、当社並びに第2条第5号に定める社局をいいます。

(2)「ストアードフェア」（以下「SF」という。）とは、IC証票に予め電子的に記録された金銭的価値で、運賃の支払い等に充当するものをいいます。

(3)「ポストペイ」とは、IC証票で当社線に乗車した場合の片道普通旅客運賃を後払いすることをいいます。

(4)「プリペイド」とは、IC証票で当社線に乗車した場合の当該乗車に対する運賃相当額をSFで支払うことをいいます。

(5)「ポストペイサービス」とは、当社線において当社が提供する運賃後払い等のサービスをいいます。

(6)「プリペイドサービス」とは、当社線において当社が提供する運賃先払い等のサービスをいいます。

(7)「チャージ」とは、IC証票に入金してSFを積み増しすることをいいます。

(8)「IC証票定期券」とは、券面に定期乗車券の表示を行い、ICチップに電子的に定期乗車券の情報を記録したものであって、ポストペイ機能及びプリペイド機能を有するIC証票をいいます。

(9)「読取機」とは、IC証票からの情報を読み取り又は書き込みするために、バス車内の乗降口に設置された装置をいいます。

(10)「記名人」とは、当社線で使用可能なIC証票に本人名が記載されている旅客をいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 IC証票による旅客との運送契約の成立時期は、バス車内の読取機で乗車記録をしたときとします。

2 前項の規定により契約の成立した時以後における取り扱いは、別段の定めをしない限り、全てその契約の成立したときの規定によります。

(規則等の変更)

第5条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2 前項によるこの規則の変更の際には、変更後の内容と適用開始日を、営業所、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(旅客の同意)

第6条 当社は、旅客がIC証票を使用し当社線に乗車した場合は、旅客がこの規則及びこの規則により定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとみなします。

(取扱区間)

第7条 IC証票は、当社線のIC証票取り扱い路線又は区間において取り扱います。

(取扱制限又は停止)

第8条 当社グループは旅客運送の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは次に掲げるIC証票による当社線の取扱制限又は停止をすることがあります。

(1) 発売若しくは再発行等を行う箇所、枚数、時間及び方法の制限又は停止

(2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法若しくは乗車するバス車両の制限

2 前項の規定によりIC証票の取り扱いを制限又は停止する場合は、その旨を関係の営業所その他の事業所(以下「営業所等」という。)並びに関係の車両及び主たる停留所に掲示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 第1項の規定によるIC証票の取扱制限又は停止について、当社はその責を負いません。

第2章 発行

(発行者)

第9条 当社線で使用可能なIC証票は、当社が発行することを認めた者(以下「IC証票発行者」といいます。)が発行します。

(IC証票の名称及び発行者名)

第10条 当社線で使用可能なIC証票の名称及びIC証票が有する機能並びに前条に規定するIC証票発行者名(ただし、当社及び阪神バス株式会社が発行するICカード乗車券「hanica」は除く。)は、別表2に定めます。

2 前項の規定にかかわらず、一部のIC証票については使用できない場合があります。

(IC証票の発行申込方法等)

第11条 当社線で使用可能なIC証票の発行申込方法及び発行方法は、IC証票発行者が別に定めます。

(IC証票の所有権)

第12条 IC証票の所有権は、特に定めるものを除き、当該IC証票発行者に帰属します。

(IC証票の紛失等の再発行)

第13条 IC証票の盗難又は紛失等による再発行については、当該IC証票発行者の定めるところによります。

第3章 使 用

(使用方法)

第14条 IC証票は、旅客が当社線内の停留所相互間を乗車の目的で、乗車及び降車する際、若しくは乗車又は降車する際のみバス車内の読取機に触れて乗車記録及び降車記録をした場合に、当該乗車区間に有効な片道普通乗車券として使用することができます。この場合は、運送約款第21条第2項の規定は適用しません。

2 前項にかかわらず、IC証票定期券は、券面表示の通用期間内ならびに通用区間内において、乗車及び降車する際にバス車内の読取機に触れて乗車記録及び降車記録をした場合に、当該乗車区間に有効な定期乗車券として使用することができます。

3 旅客が乗車する際にIC証票を読取機に触れず乗車記録がない場合であって、降車する際に当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統又は区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。ただし、旅客が運送約款第21条第2項の規定により整理券を所持し、降車する際にIC証票を使用する場合は、この限りではありません。

4 当社グループは、旅客の円滑な運送を確保するため等、必要に応じて、第1項と異なる使用方法を定める場合があります。

(ポストペイ機能の優先)

第15条 ポストペイ機能及びプリペイド機能の両機能が有効であるIC証票（以下「両機能付きIC証票」という。）を当社線において使用する場合は、ポストペイ機能付きIC証票として取り扱います。ただし、第27条及び第28条の規定によりポストペイ機能の利用が制限又は停止されている場合は、プリペイド機能付きIC証票として取り扱います。

(効力)

第16条 第14条の規定により使用するIC証票の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 記名人本人について、当該乗車区間において片道1回の乗車に限り有効とします。

(2) 途中下車の取り扱いはいたしません。ただし、IC証票定期券を使用する場合は、券面表示の通用区間内において乗車し又は降車することができます。

(使用上の制限事項)

第17条 使用者が記名式であるIC証票（以下「記名式IC証票」という。）は、当該IC証票の記名人以外の旅客が使用することはできません。また、使用者が記名式でないIC証票（以下「持参人式IC証票」という。）は当該IC証票を持参する旅客1名が使用できます。

2 1回の乗車につき、2枚以上のIC証票を同時に使用することはできません。

3 IC証票は、他の乗車券と併用して使用することはできません。ただし、旅客がプリペイドサービスを利用する場合であって、IC証票内のSFが当該乗車区間の運賃に満たない場合は、当該不足額を現金で支払うことができます。

4 旅客がIC証票を使用して乗車した場合は、当該IC証票以外の乗車券等で降車することはできません。

5 偽造、変造若しくは不正に作成されたIC証票又は不正に取得されたIC証票は、使用することはできません。

6 第10条に規定するIC証票のうち、第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード（以下「特割ICカード」という。）については、第1項から第5項の規定によるほか、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 本人用カードを使用する記名人は、降車する際（運賃を支払う前）に、運送約款第24条第1項第1号に規定する手帳を当社の乗務員に提示しなければなりません。
- (2) 当社線においては、本人用カードの記名人は、介護者用カードを使用する介護者を伴わず本人用カードを単独で使用することができます。
- (3) 介護者は、本人用カードを使用する記名人を介護することを目的に当該記名人を伴って乗車する場合に限り、当該記名人に係る介護者用カードを使用することができます。本人用カードを使用する記名人を伴わず介護者用カードを単独で使用することはできません。
- (4) 本人用カードの記名人が当該記名人に係る介護者を伴って乗車する場合は、当該記名人と当該介護人が同一便かつ同一停留所間で乗車する場合に限り、本人用カードと介護者用カードを使用することができます。
- (5) 介護者は、本人用カードの記名人が本人用カードを使用せずに乗車した場合は、当該記名人に係る介護者用カードを使用することはできません。
- (6) 本人用カードの記名人は、当該記名人に係る介護者用カードを使用することはできません。また、介護者は本人用カードを使用することはできません。
- (7) 介護者用カードは、1回の乗車につき介護者1名のみ使用することができます。
- (8) 特割ICカードでの運賃支払いの精算対象は、本人用カードが当該カードの記名人のみ、介護者用カードが介護者1名のみとします。複数人で乗車した際の運賃を1枚の特割ICカードでまとめて減額すること（複数人精算）は取り扱いません。

(乗降の制限)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、IC証票を使用して乗降することはできません。

- (1) 当社とIC証票による共通利用が可能な社局線において、旅客が乗車する際に使用し乗車記録がされたIC証票を降車する際に使用せず降車記録がされなかった場合で、当該IC証票により当社線において再び乗車又は降車しようとするとき
- (2) IC証票の破損、読取機の故障等やむを得ない事情により、IC証票の読み取りができないとき

第4章 IC証票

第1節 ポストペイ機能付きIC証票

(運賃の確定時期)

第19条 旅客が第14条の規定によりポストペイ機能付きIC証票を使用する場合のポストペイにおける片道1回乗車の利用日時及び適用される運賃の確定時期は、運送が完了し旅客が降車するときとします。

(運賃の計算期間)

第20条 前条に定める運賃の計算期間は、月初めから月末までの1ヵ月間とし、毎月末日に締め切るものとします。ただし、運賃計算期間内の使用であっても、通信障害等やむを得ない事情により翌月以降の運賃計算期間に繰り越す場合があります。

2 運賃計算期間における1日とは、当日の午前3時から翌日の午前3時までとします。

(利用額割引)

第21条 旅客が第14条の規定により当社グループ線を利用する際のポストペイサービスによる支払い運賃（以下「ポストペイ普通運賃」という。）に対して、当社グループは適用条件を定めた所定の割引（以下「利用額割引」という。）を適用します。ただし、運送約款第24条に規定する割引を適用する場合は、

この限りではありません。

- 2 旅客が第14条の規定によらず当社グループ線を利用する際のポストペイサービスによる支払い運賃（以下「ポストペイ減額運賃」という。）に対して、当社グループは利用額割引を適用しません。
- 3 当社は、ポストペイ機能付きIC証票発行者が当社に対して第1項及び第2項に定める運賃を立替払いすることを、旅客が予め異議なく承諾したものとみなします。
- 4 第1項及び第2項に定める運賃は、IC証票発行者の規定により決済されます。
- 5 当社グループは、当社グループ線においてポストペイサービスを利用する旅客に対し、国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出たところにより第1項に定める利用額割引を適用します。

（利用額割引の計算）

第22条 利用額割引の計算は、第20条に定める運賃計算期間内における同一のIC証票の使用によるポストペイ普通運賃の総額に対して、別表3に定める適用区分毎にそれぞれの逡減率を乗じ、その金額（1銭未満切り捨て）を合算（1円未満切り捨て）します。

- 2 前項に定める計算は、当社グループが別に定める特別の適用条件を付した場合は、第1項の規定にかかわらず当該適用条件を適用します。

（登録型割引）

第23条 当社は利用額割引とは別に、ポストペイ普通運賃に対して適用条件を定めた所定の割引（以下「登録型割引」という。）を適用します。ただし、運送約款第24条に規定する割引を適用する場合は、この限りではありません。

- 2 ポストペイ減額運賃に対して、当社は登録型割引を適用しません。
- 3 登録型割引は、IC証票の記名本人が株式会社スルッとKANSAIが運営するPiTaPaホームページ内の会員専用インターネットサービス「PiTaPa倶楽部」から登録の手続きを行った場合に限り適用します。
- 4 当社が設定する登録型割引の名称、適用旅客、設定サービス、運賃額等の内容は、別表4に定めます。
- 5 当社は、ポストペイ機能付きIC証票発行者が当社に対して第1項及び第2項に定める運賃を立替払いすることを、旅客が予め異議なく承諾したものとみなします。
- 6 第1項及び第2項に定める運賃は、IC証票発行者の規定により決済されます。
- 7 当社は、当社線においてポストペイサービスを利用する旅客に対し、国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出たところにより、第1項の登録型割引を適用します。

（登録型割引の適用の計算・区分等）

第24条 登録型割引の計算・区分等は、第20条に定める運賃計算期間内において、登録型割引の登録が適用対象月末日終了時点で有効である場合に限り、適用対象月が登録されたIC証票の使用によるポストペイ普通運賃に対して、次の各号の計算・区分等を行います。

- (1) 登録型割引の適用区間は、旅客が乗車した停留所から起算し、登録された設定サービスの運賃以下の区間内の停留所までとします。
- (2) 旅客が乗車した停留所から起算し、登録された設定サービスの運賃以下の区間内の停留所を超えて乗車した場合は、登録型割引は適用されません。この場合、乗車した区間の運賃を収受し、利用額割引を適用します。
- (3) 第1号に定める適用区間内においては、登録型割引が利用額割引に優先して適用されます。
- (4) 第20条に定める1ヵ月間に、第1号に定める適用区間内において1回以上乗車した場合に登録型割引として計算します。
- (5) 深夜割増を適用する運行便においては、第1号に定める適用区間内での利用に限り、普通運賃相

当部分と深夜割増相当部分に区分して計算します。この場合、普通運賃相当部分については登録型割引として計算し、深夜割増相当部分については利用額割引として計算します。なお、第1号に定める適用区間を超えて乗車した場合は、第2号の規定により計算します。

(6) 登録型割引の対象は、登録型割引が登録されたIC証票の記名本人の利用のみとし、同伴者の利用は対象となりません。第1号に定める適用区間内において登録型割引が登録されたIC証票の利用について複数人精算で運賃を収受した場合、同伴者分の運賃は登録型割引、利用額割引いずれも適用されません。

(7) 登録型割引と運送約款第24条に規定する割引との重複割引は適用しません。

(登録型割引の登録、変更または取消の手続き)

第25条 旅客が当社の設定する登録型割引を登録、変更または取消するには、IC証票の記名本人が株式会社スルッとKANSAIが運営するPiTaPaホームページ内の会員専用インターネットサービス「PiTaPa倶楽部」から手続きを行わなければなりません。当社の営業所等においては、登録型割引の登録、変更または取消に関する手続きは取り扱いません。

2 登録型割引の登録、変更または取消の手続きは、旅客が希望する適用月の前月1日から当月15日までの間に受け付けます。

3 旅客はIC証票1枚につき、当社の登録型割引の設定サービスを1つ登録することができます。

4 その他登録型割引の登録、変更または取消に関する手続きは、株式会社スルッとKANSAIが定める規程等によります。

(登録型割引の適用期間)

第26条 登録型割引の適用期間は月単位（毎月1日～末日）とし、旅客は当月または翌月から12ヵ月先までの任意の月、または無期限を選択することができます。なお、適用期間を無期限で登録した場合は、解除するまで無期限で自動的に更新されます。

2 登録型割引を1日から同月15日までに登録した場合は、旅客は当月または翌月から適用月の開始を選択することができます。16日から同月末日までに登録した場合は、翌月から適用月を開始します。

3 登録型割引を1日から同月15日までに取消した場合は、適用月は前月末までとなり、当月から取消されます。16日から同月末日までに取消した場合は、適用月は当月末までとなり、翌月から取消されます。

(ポストペイ機能の制限及び停止)

第27条 当社グループは、次の各号のいずれかに該当する場合には、ポストペイ機能若しくはポストペイサービスを制限又は停止することがあります。

(1) 電子計算機の故障又は電子計算機作動プログラムに異常が発生したとき

(2) 通信回線に支障が発生したとき

(3) 読取機が故障したとき

(4) その他当社グループがポストペイ機能又はポストペイサービスを通常どおり提供できないと判断したとき

(IC証票の制限及び停止)

第28条 IC証票発行者が特定のIC証票について使用を制限又は停止した場合は、旅客は当該IC証票を使用し当社線を利用することはできません。

2 ポストペイ機能付きIC証票において、ポストペイ機能による一定期間の利用額が、当該IC証票発行者が予め定める利用限度額を超えた場合には、当社線においてポストペイ機能による当該IC証票の使用はできません。

- 3 ポストペイ機能付きIC証票において、当該IC証票に記載のカード有効期限終了月の翌月以降は、当社線において当該IC証票の使用はできません。

(免責)

- 第29条** 当社が第27条及び第28条の定めによる制限又は停止をしたことにより、旅客が予定していた利用額割引の適用を受けることができないときは、当社はその責を負いません。

第2節 プリペイド機能付きIC証票

(運賃の減額)

- 第30条** 旅客が第14条の規定によりプリペイド機能付きIC証票を使用し当社線に乗車する場合は、当社は旅客が降車する際に当該乗車にかかる運賃相当額を当該IC証票のSFから減額します。

- 2 旅客が第14条の規定によりプリペイド機能付きIC証票を使用し当社線に乗車する場合は、当該IC証票から10円未満のSFを当該乗車にかかる運賃に充当することはできません。

(チャージ)

- 第31条** 当社は、旅客の申し出により当社の指定する読取機を搭載する車両においてプリペイド機能付きIC証票にチャージを行います。なお、当社グループがチャージを取り扱うIC証票は別表5に定めます。

- 2 旅客が前項の規定によりチャージをする場合は、IC証票には1回あたり1,000円単位の額をチャージすることができます。

- 3 第1項及び第2項の規定によりチャージをするIC証票のSFの残額は、IC証票発行者が別に定める額を超えることはできません。

(プリペイド機能の制限及び停止)

- 第32条** 第27条の規定は、プリペイド機能付きIC証票について準用します。この場合において、第27条中「ポストペイ機能」とあるのは「プリペイド機能」と、「ポストペイサービス」とあるのは「プリペイドサービス」と読み替えるものとします。

(SFの確認)

- 第33条** 当社は、旅客の申し出により当社の指定する営業所等及び読取機を搭載する車両(IC証票によるサービスの提供を開始している路線又は区間に限る。)においてプリペイド機能付きIC証票のSFの残額の確認を行います。

(SFの払戻し)

- 第34条** 当社はSFの払戻しを行いません。

第3節 両機能付きIC証票

- 第35条** 第32条から第34条までの規定は、両機能付きIC証票について準用します。

- 2 両機能付きIC証票について、旅客がIC証票発行者に予め申し込むことにより、当該IC証票を使用し当社線において降車する際のSFの残額が1,000円(小児用IC証票は500円)以下である場合は、2,000円(小児用IC証票は1,000円)のSFを自動的に積み増し(以下「オートチャージ」という。)することができます。ただし、IC証票定期券において、券面表示の通用期間内に券面表示区間内に乗車する場合は、オートチャージは取り扱いません。

- 3 前項の規定によるオートチャージの支払い方法は、当該IC証票発行者の定めるところによります。

- 4 第27条及び第28条の規定によりポストペイ機能の制限又は停止をする場合は、オートチャージできません。

第4節 IC証票定期券

(取り扱い内容)

第36条 当社においてIC証票定期券を取り扱う路線及び区間、ならびに当社が取り扱うIC証票定期券の発売社局は別表6に定めます。

2 当社線におけるIC証票定期券の取扱いは、乗車及び降車に係る使用のみに限ります。IC証票定期券の発売、再印字、紛失再発行、障害再発行、払戻し等その他取扱いは、当該IC証票定期券発売社局の定めるところによります。

(運賃の收受)

第37条 別表6に定める発売社局により発売されたIC証票定期券を、券面表示の通用期間内であって、券面表示区間外で使用して乗車した場合は、当該乗車区間を別途乗車として取り扱い、当該乗車区間に係る普通運賃を收受します。この場合、当該乗車については、当該IC証票がポストペイ機能付きIC証票又は両機能付きIC証票の場合にあつては第15条の規定を、プリペイド機能付きIC証票の場合にあつては第30条第1項の規定を準用します。

2 IC証票定期券を、券面表示の通用期間の開始日前もしくは通用期間の終了日の翌日以降に使用して乗車した場合は、当該乗車区間に係る普通運賃を收受します。この場合、当該乗車については、第14条の規定を準用します。

(効力)

第38条 IC証票定期券は、記名人本人のみが使用することができます。

2 IC証票定期券は、券面表示区間外又は券面表示の通用期間の開始日前もしくは通用期間の終了日の翌日以降であっても、第16条の規定を準用して乗車することができます。

(免責)

第39条 紛失したIC証票定期券の利用停止措置が完了するまでの間に、当該IC証票定期券の払戻し、ならびにポストペイ機能付きIC証票ならびにプリペイド機能付きIC証票の使用等で生じた旅客の損害について、当社はその責を負いません。

第5章 無効

(無効となる場合等)

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合は、IC証票を無効とします。

- (1) 記名式IC証票を記名人以外の旅客が使用したとき
- (2) 偽造、変造若しくは不正に作成されたIC証票又は不正に取得されたIC証票を使用若しくは使用しようとしたとき
- (3) 利用資格を限定したIC証票を、その資格を有しない旅客が使用したとき
- (4) 乗車開始後に乗車記録のある持参人式IC証票を他人から譲り受けて使用したとき
- (5) 券面表示事項の不明となったIC証票又は券面表示事項をぬり消しもしくは改変したIC証票
- (6) IC証票定期券により通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき
- (7) 使用資格、氏名、年令、区間又は通学の事実を偽って購入したIC証票定期券を使用したとき
- (8) IC証票をその使用条件に基づいて使用しないとき
- (9) その他IC証票を不正乗車的手段として使用したとき

2 当社は、旅客が前項第1号及び第2号に該当する場合は、当該IC証票を回収します。

(割増運賃等)

第41条 当社は、旅客が前条第1項の規定に該当する場合は、運送約款第27条の規定を準用し割増運賃及び割増料金を申し受けます。

附 則（2006年 2月 1日制定）

この規則は、2006年2月1日から適用します。

附 則（2007年 8月28日改定）

この規則は、2007年8月28日から適用します。

附 則（2008年 3月 1日改定）

この規則は、2008年3月1日から適用します。

附 則（2008年10月 1日改定）

この規則は、2008年10月1日から適用します。

附 則（2012年 3月21日改定）

この規則は、2012年3月21日から適用します。

附 則（2013年 4月 1日改定）

この規則は、2013年4月1日から適用します。

附 則（2014年 3月18日改定）

この規則は、2014年3月18日から適用します。

ただし、別表3の変更については、2014年4月1日から適用します。

附 則（2016年 3月 1日改定）

この規則は、2016年3月1日から適用します。

附 則（2016年 4月 1日改定）

この規則は、2016年4月1日から適用します。

附 則（2017年 4月 1日改定）

この規則は、2017年4月1日から適用します。

附 則（2017年 5月20日改定）

この規則は、2017年5月20日から適用します。

附 則（2017年 8月 5日改定）

この規則は、2017年8月5日から適用します。

附 則（2019年 7月 1日改定）

この規則は、2019年7月1日から適用します。

附 則（2019年10月 1日改定）

この規則は、2019年10月1日から適用します。

附 則（2020年 4月 1日改定）

この規則は、2020年4月1日から適用します。

別表 1 (第 2 条第 5 項関係)

当社と一体的な IC 証票サービスを提供する社局

事業者名	神鉄バス株式会社
------	----------

別表 2 (第 1 0 条関係)

当社線で使用可能な IC 証票の名称及び IC 証票が有する機能並びに IC 証票発行者名

IC 証票の名称	有する機能	IC 証票発行者名
P i T a P a	ポストペイ機能 プリペイド機能	株式会社スルッとKANSAI
I C O C A	プリペイド機能	西日本旅客鉄道株式会社
K i t a c a	プリペイド機能	北海道旅客鉄道株式会社
P A S M O	プリペイド機能	株式会社パスモ
S u i c a	プリペイド機能	東日本旅客鉄道株式会社 東京モノレール株式会社 東京臨海高速鉄道株式会社
m a n a c a	プリペイド機能	株式会社名古屋交通開発機構 株式会社エムアイシー
T O I C A	プリペイド機能	東海旅客鉄道株式会社
はやかけん	プリペイド機能	福岡市交通局
n i m o c a	プリペイド機能	株式会社ニモカ
S U G O C A	プリペイド機能	九州旅客鉄道株式会社
大阪市敬老優待乗車証	プリペイド機能	大阪市, 株式会社スルッとKANSAI
神戸市敬老優待乗車証	プリペイド機能	神戸市, 株式会社スルッとKANSAI
神戸市福祉乗車証	プリペイド機能	神戸市, 株式会社スルッとKANSAI
第 1 種身体障がい者・介護者、 及び第 1 種知的障がい者・介護 者用特別割引 IC カード	プリペイド機能	株式会社スルッとKANSAI

別表 3 (第 2 2 条第 1 項関係)

適用区分及び通減率

	適用区分	【参考】利用額		通減率	割引率 【参考】
①	2,000 円部分に対して	0 円から	2,000 円まで	1.00	0%
②	140 円部分に対して	2,000 円を越えて	2,140 円まで	0.00	100%
③	1,000 円部分に対して	2,140 円を越えて	3,140 円まで	1.00	0%
④	70 円部分に対して	3,140 円を越えて	3,210 円まで	0.00	100%
⑤	1,000 円部分に対して	3,210 円を越えて	4,210 円まで	1.00	0%
⑥	70 円部分に対して	4,210 円を越えて	4,280 円まで	0.00	100%
⑦	1,000 円部分に対して	4,280 円を越えて	5,280 円まで	1.00	0%
⑧	70 円部分に対して	5,280 円を越えて	5,350 円まで	0.00	100%

阪急バス IC証票取扱規則

⑨	1,000円部分に対して	5,350円を越えて	6,350円まで	1.00	0%
⑩	70円部分に対して	6,350円を越えて	6,420円まで	0.00	100%

注1) 適用区分及び逓減率は①～⑩を1サイクルとする。

⑩(利用額6,420円)を越える場合は、①～⑩のサイクルを繰り返す。

注2) 適用区分及び逓減率は、大人・小児共通とする。

別表4 (第23条第4項関係)

当社が設定する登録型割引の内容

名称	適用旅客	設定サービス	運賃額
阪急バス 登録型割引 (1ヵ月定額 サービス)	P i T a P a 一般カード またはジュニアカードを 所持する旅客	160円区間 ～940円区間 ※上記の運賃区間内 において10円単 位で登録可能	1ヵ月間(毎月1日～末日)の運 賃額は、以下の計算式により算出 した額とする。 【計算式】 登録運賃区間額×60×0.72 (10円未満の端数は10円単位 に四捨五入)
登録型割引が 適用されない 路線・区間	(阪急バス) 箕面循環線, 千里丘循環線, 長岡京循環線, 豊能町内線, 猪名川町内線, 宝塚すみれ墓苑線, 清荒神線, 催事輸送, 梅田エキスポシティ線, 市立吹田サッカースタジアム線, 長尾山霊園線, 向日市コミュニティバス, 高速バス (神鉄バス) 全路線		

別表5 (第31条第1項関係)

当社グループがチャージを取り扱うIC証票

IC証票の名称	神戸市敬老優待乗車証
	神戸市福祉乗車証

別表6 (第36条第1項関係)

IC証票定期券を取り扱う路線及び区間、ならびに当社が取り扱うIC証票定期券に係る発売社局

路線及び区間	発売社局	備考
西鈴神戸線 神戸駅前～ひよどり台～テニスコート前 神戸駅前～ひよどり台～市民防災総合センター	神戸市 交通局	神戸市交通局の運賃制度 に基づく定期乗車券の当 社路線での利用取り扱い